

社会福祉法人杉和会 役員等の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人杉和会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 役員の報酬総額は、年間500,000円を超えない範囲とする。

2 役員等が、その職務のため、評議員会、理事会、その他の会議等に出席したときは、報酬として5,000円（源泉所得税等控除後）を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、会議に出席し、又は法人のための業務を行った場合には、報酬とは別に交通費として1キロメートルあたり25円（100円未満を切り上げた額）を費用弁償として支給する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合には、その実費を支給する。

3 役員等が、法人の依頼等により法人外へ旅行する場合の費用弁償の額は、別に定める職員の旅費規程の規定に準ずる。

(重複支給の禁止)

第4条 役員で法人の職員である者に対しては、前各条に規定する報酬等は支給しない。ただし、職員の勤務を要しない日に会議に出席し、又は法人のための業務を行った場合にはこの限りでない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、理事会等の開催の都度、通貨をもって直接本人に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決によって行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。